

岐阜工業高等専門学校専攻科学生の試験、成績評価及び修了認定に関する内規

制定 平成7年4月17日

第1章 試験

(試験の種類等)

第1条 試験は、平常試験、期末試験、追試験及び再試験とする。ただし、レポート等をもって試験の一部に代えることがある。

(平常試験)

第2条 平常試験は、各授業科目担当教員が、その授業時間に随時実施する。

(期末試験)

第3条 期末試験は、各学期末に一定期間を定め、当該授業科目担当教員が必要と認めた場合に行う。

(追試験)

第4条 追試験は、病気その他やむを得ない事由によって試験を受けられなかった者に対し、当該授業科目担当教員が必要と認めた場合に行う。

2 試験を受けようとする者は、所定の追試験受験願（別紙様式第1号）を専攻科長又は専攻科長補佐を経て当該授業科目担当教員に提出するものとする。

(再試験)

第5条 再試験は、当該授業科目担当教員が指導上必要があると認めた場合に、随時行う。

(試験の実施)

第6条 試験の実施については、別に定める。

(不正行為)

第7条 試験に関し、不正行為を行った者に対しては、その試験または定期試験においては該当期間の全試験の成績点を0点とする。

第2章 成績評価

(成績評価)

第8条 成績評価は、平素の学習状況、提出物及び試験の成績等に基づき各授業科目担当教員が決定する。ただし、複数の学期にわたって同一名で開講される授業科目の成績評価は、各学期ごとに当該学期の授業科目担当教員が決定する。

(成績評価の表示)

第9条 成績評価の表示は、10から2までの整数で表示し、6以上を合格とし、5から2までを不合格とする。

2 国際連携実習1、国際連携実習2、科学技術リテラシー教育実習、特別実習及び岐阜工業高等専門学校学則（昭和38年4月1日制定）（以下「学則」という。）第13条の3第1項に定める成績評価は、合格又は不合格とする。

3 成績評価の表示は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、優、良、可及び不可その他の表示をすることができる。

(成績評価の掲示)

第10条 成績評価は、授業科目担当教員、専攻科長及び専攻科長補佐が、校内に掲示することができる。

(成績評価の通知)

第11条 成績評価は、学期ごとに学生に通知する。

第3章 履修及び修了認定

(履修等)

第12条 各授業科目について、出席時数とその授業科目の実施授業時数の4分の3を超えた場合、その授業科目を履修したものと認定する。

2 欠課時数が、実施授業時数の4分の1以上のときは、当該授業科目を未履修とし、成績評価を

1 とする。

3 前号の規定に基づき未履修となった授業科目にあつては、再度履修しなければならない。

4 遅刻及び早退の取扱いについては、各授業科目担当教員の指導によるものとし、原則として、3回をもって1単位時間の欠課時数に換算する。

(単位の修得等)

第13条 履修した授業科目の成績評価が6以上又は合格の場合にその授業科目の単位修得を認定する。

(異年次の授業科目の単位修得)

第14条 教育上支障のない場合に限り、異年次の授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、1年次においては、別表1に定める授業科目を履修し単位を修得することはできない。

(未修得単位の認定等)

第15条 履修を認められた未修得授業科目は、次学期以降において、試験等により学期ごとに単位修得を認定できる。ただし、別表1に定める授業科目については、学期途中において単位修得を認定できる。

(再履修の必要な科目)

第16条 別表3に定める授業科目及び上位年次の授業科目が未修得の場合、その授業科目を再度履修し、単位を修得しなければならない。

(専攻科修了の認定)

第17条 学則第45条に定める専攻科修了の認定は、学期末に行う。ただし、別表1に定める授業科目の修得が認められた場合には、専攻科修了の認定を、学期途中に行うことができる。

附 則

この内規は、平成7年4月17日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年学校規則第18号)

この内規は、平成10年12月18日から施行する。

附 則 (平成11年学校規則第8号)

この内規は、平成11年6月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年3月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年6月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 14 条関係)

専攻	授業科目名
先端融合開発専攻	創造工学実習 特別研究 2

別表 2 (第 15 条, 第 17 条関係)

専攻	授業科目名
先端融合開発専攻	英語特講 2

別表 3 (第 16 条関係)

専攻	授業科目名
先端融合開発専攻	創造工学実習 特別実験 特別実習 特別研究 1 特別研究 2